

台湾における日本産食品の規制について



台湾食薬署は平成 27 年 4 月 15 日に、「日本から輸入する食品について、産地証明の添付を義務付ける」と、「日本から輸入する特定食品について、放射性物質検査証明の添付を義務付ける」ことを公告し、平成 27 年 5 月 15 日より施行しました。

○ 産地証明 (FDA 食字第 1041300855 号)

日本から輸入する食品については、以下の産地証明の一つを添付することを義務付けることにより、輸入申請を行えるものとする。

1. 日本の政府が発行する産地証明書類
2. 日本の政府または日本の政府が授権した機関が発行した産地証明書類、あるいは本署(台湾食薬署)が認めた産地証明類
3. 上記の書類は、産地として都道府県を明示しなければならない

○ 放射性物質検査証明 (FDA 食字第 1041300613 号)

日本から輸入する特定食品について、放射性物質検査証明の添付を義務付けることにより、輸入申請を行えるものとする。

1. 宮城、岩手、東京、愛媛において生産された水産品
2. 東京、静岡、愛知、大阪において生産された茶類産品
3. 宮城、埼玉、東京において生産された乳製品、乳幼児食品、キャンディ、ビスケット、穀類調製品
4. 上記の検査証明は、日本政府が指定する或いはその他本署(台湾食薬署)が認めた放射性物質検査機関・機構の検査報告を含まなければならない

当社では、放射性物質の測定においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得しており、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2015 年 4 月 15 日付 台湾食薬署公告

化学分析箇所 戸邊真一

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。